

愛がん動物用飼料(ペットフード)の 安全確保に関する基本的な考え方

平成20年8月26日

環境省

農林水産省

目 次

○ はじめに

I 基準・規格の設定

1. 基本的な考え方
2. 今後検討していく要因
 - (1) 農薬
 - (2) 環境由来の汚染物質
 - (3) 添加物
 - (4) 微生物等

II 表示事項

1. 基本的な考え方
2. 検討していく表示事項
3. 公正競争規約との比較
4. 主な検討課題

III 分析法の開発及び検査体制の確立

1. 基本的な考え方
2. FAMICによる立入検査に関する基本方針

○ はじめに①

1. 近年、ペットは家族の一員である伴侶動物として扱われる傾向が強くなってきており、その飼育数が増加するとともに、愛がん動物用飼料の重要性も高まってきました。
2. このような中、昨年米国では愛がん動物用飼料により犬・猫が相次いで死亡する事故が発生し、我が国においても愛がん動物用飼料を原因とする事故の発生が懸念されたこともあり、平成19年8月に「ペットフードの安全確保に関する研究会」を設置しました。
3. この研究会では、①動物愛護の観点からペットフードの安全確保は緊急に取り組むべき、②製造、輸入、販売等の各段階で必要かつ適切な措置が取られるべき、③ペットフードについて十分な安全を確保する上で、法規制の導入が必要などの提言がなされました。

○ はじめに②

4. この提言を踏まえ、環境省と農林水産省は、法律を制定するための作業を協力して進め、本年6月18日に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」(ペットフード安全法)が公布されました。
5. 今後は、来年6月に予定される本法の施行を目指し、本合同審議会のご意見も伺いながら、①基準・規格の設定、②表示事項、③検査体制の整備などについて、早急に準備を進めていく必要があります。
6. 本資料は、上記の①～③について、基本的な考え方を整理したもので、今後は、これらの考え方に基づいて具体的な検討作業を進めていきたいと考えております。

I 基準・規格の設定

1. 基本的な考え方
2. 今後検討していく要因
 - (1) 農薬
 - (2) 環境由来の汚染物質
 - (3) 添加物
 - (4) 微生物等

1. 基本的な考え方①

1. ペットフードの基準・規格では、製造方法に関する基準と成分に関する規格を定めることとなります。
2. この基準・規格の設定に当たっては、ペットに対する健康影響要因を特定するため、次のような事項を考慮する必要があります。

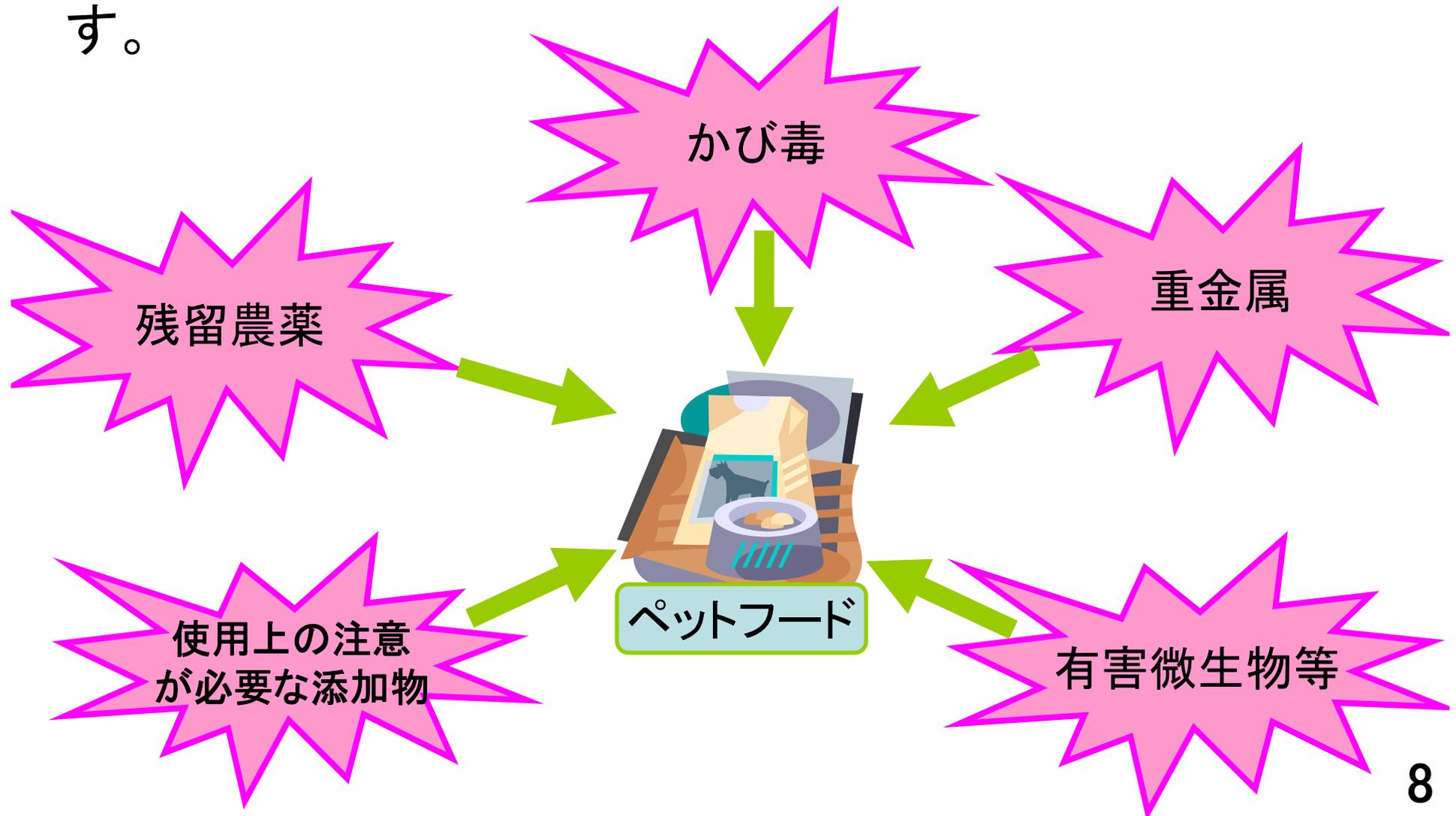
- ① ペットフードによるペットへの被害事例の有無
- ② ペットフードに使われる原料の汚染状況
- ③ ペットに対する健康影響の強さ
- ④ 諸外国における規制状況

1. 基本的な考え方②

3. 基本的には、関連する科学的知見を十分に収集した上で、健康に影響を与える可能性の高い要因に対して、基準・規格の設定を検討すべきです。
4. ただし、現状ではペットフードに関する基準・規格が全くない状況を踏まえれば、諸外国におけるペットフードに関する規制状況や家畜用飼料に関するこれまでの知見などを参考にしながら、影響が大きいと考えられるものを中心に、本法の施行までの間に可能な限り基準・規格を設定する方向で検討を進めます。
5. なお、施行までの間に設定することが困難な場合にあっても、今後検討すべき要因を特定し、計画的に作業を進めていきます。

2. 今後検討していく要因

これまでに発生したペットフードによる問題などから、ペットフードに関して以下の健康影響要因が考えられます。



2-(1) 農薬

農薬とは、農作物の病害虫の防除などに用いられる薬剤で、農薬登録制度によって安全性に関する検査がなされ、適切な使用方法が決められています。

その使用方法を遵守することにより、農作物の安全は確保されます。

許容量を設定する農薬については、ペットフードには食品や飼料の原材料が幅広く使われている実態を踏まえ、次の事項を総合的に考慮して選定していきます。

1. 原料中の残留性が高く、注意が必要な物質か。
2. 食品や飼料の検査や実態調査において検出頻度や違反が多い物質か。

2-(2) 環境由来の汚染物質

汚染物質とは、ペットフードの製造・流通などの際に意図せずに存在してしまう物質のことで、かび毒(例:アフラトキシン)や重金属(例:水銀)などがあります。

基準値を設定する汚染物質については、ペットフードの製造実態等を踏まえ、次の事項を総合的に考慮して選定していきます。

1. ペットフードが原因で、ペットに健康被害が生じたことがある物質か。
2. 食品や飼料の検査や実態調査において、検出頻度や違反が多い物質か。
3. ペットフードの実態調査結果などから、ペットの健康被害の懸念がある物質か。

2-(3) 添加物

添加物は、栄養成分の補給(ビタミン、ミネラル)や品質の保持(保存料)などを目的として使用されており、その使用に先立ち、安全性が確認されています。

ただし、一部の添加物については、適正な量を超えて使用された場合、健康に影響を及ぼすおそれがあり、使用に当たっての上限値を設定する等の措置を検討する必要があります。

※ペットフードに関する法規制を既に実施しているEUや米国においても、使用に当たって特に注意が必要な添加物のいくつかに関しては、上限値を設定しています。

2-(4) 微生物等

微生物は、ペットフードの製造過程において適正な加熱処理や乾燥等が行われない場合に、増殖してペットの健康に悪影響を及ぼします。

また、動物性たん白質についても、異常型プリオンたん白質による汚染などがあった場合には、健康影響要因となり得ます。

食品安全で一般的に問題になる微生物としては、サルモネラ菌、ボツリヌス菌、ウイルスなどがあります。また、これらの中には、毒素を産生するものもあります。

そのため、ペットフードにおける汚染実態やこれまでの被害状況などを確認した上で、一定の基準を設定する必要があるかどうかについて検討していきます。

Ⅱ 表示事項

1. 基本的な考え方
2. 検討していく表示事項
3. 公正競争規約との比較
4. 主な検討課題

1. 基本的な考え方①

1. 表示については、現在、「不当景品類及び不当表示防止法」(景表法)に基づく公正競争規約が運用されています。
2. この規約に基づく表示は、流通現場に広く普及し、安全確保の面からも重要な役割を担っています。
3. ただし、公正競争規約は非会員には効力が及ばず、直接的な法的強制力の点で問題があります。
4. 新法の施行に当たっては、ペットフードの安全確保の点から重要と考えられる事項について表示を義務化する方向で検討します。

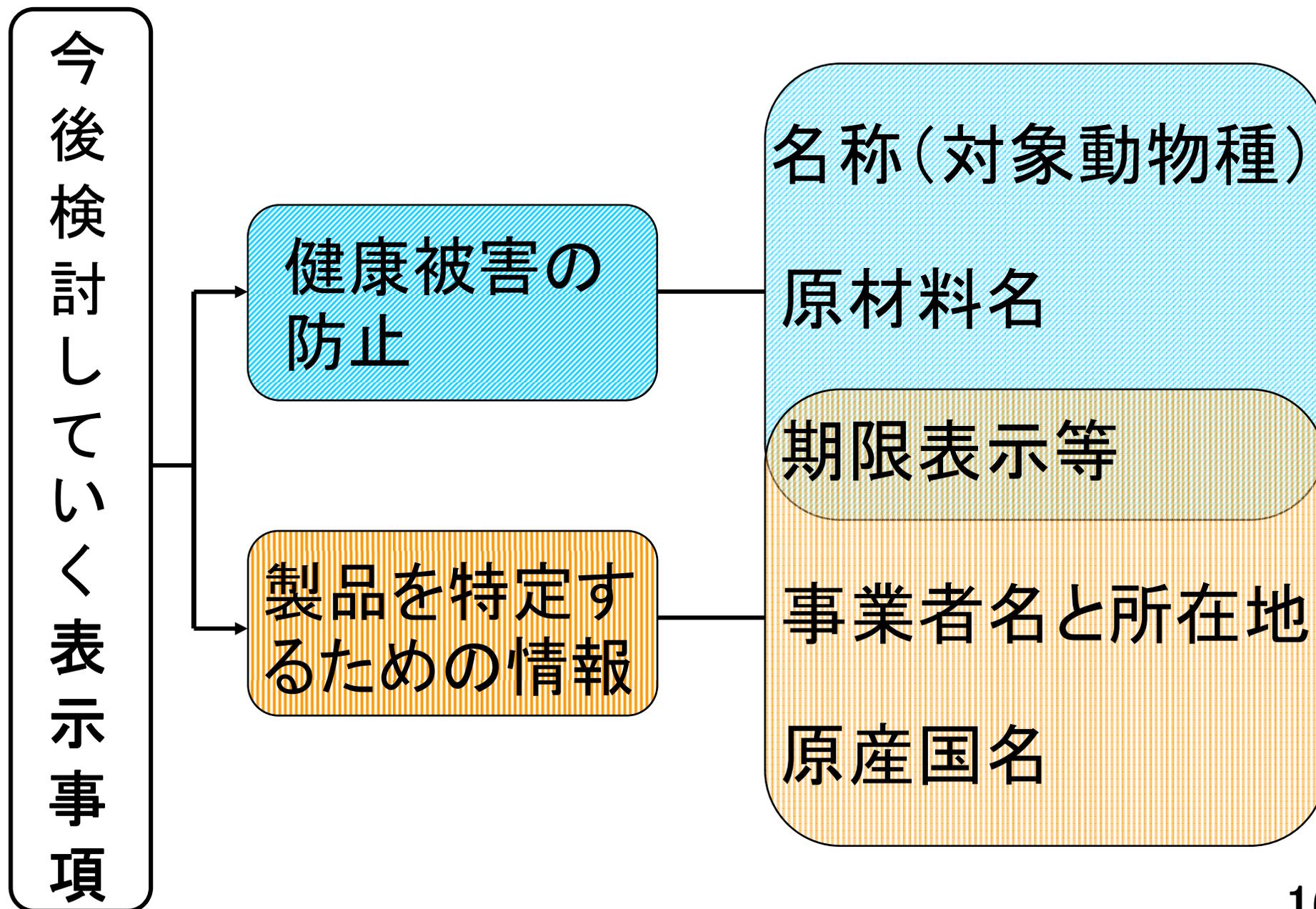
1. 基本的な考え方②

5. なお、表示項目の検討に当たっては、特に以下について留意していく必要があります。

【基本的な留意事項】

- (1) ペットフード安全法は、ペットフードの安全確保を法目的としており、表示項目についても安全確保の観点から必要な情報であること。
- (2) 消費者にとってなるべくわかりやすく、かつ、事業者にとって unnecessary コスト増を強いるものではないこと。
- (3) ペットフードの表示に関しては、既に景表法に基づく公正競争規約がルールとして機能しており、この規約との関係に十分注意すること。

2. 検討していく表示事項



3. 公正競争規約との比較

公正競争規約などにおける表示事項を参考にしながら、**安全性に関する事項**に関しては、ペットフード安全法により、その表示義務を強化する方向で検討します。

【ペットフードの公正競争規約】

- ①ドッグフード／
キャットフードの別
- ②賞味期限
- ③事業者名及び
住所又は所在地
- ④原産国名
- ⑤原材料名※

- ⑥目的
 - ⑦内容量
 - ⑧給与方法
 - ⑨成分
- ※ 昨年7月に規約を改正し、製造に用いた添加物については、本年末までには、個別名を記載することとなっています。

【ペットフード安全法】

- ①名称
- ②賞味期限
- ③事業者名及び
住所・所在地
- ④原産国名
- ⑤原材料名

4. 表示に関する主な検討課題

ペットフードの公正競争規約に加えて、食品衛生法、飼料安全法等の他法令における表示方法も参考にしながら、ペットフードの安全確保に必要な事項に関する表示の方法を検討します。

特に、公正競争規約と他法令で表示の方法が異なる事項については、慎重な検討が必要です。

【主な検討課題】

- 賞味期限
- 事業者名及び住所・所在地
- 原材料名

Ⅲ 分析法の開発及び検査体制の確立

1. 基本的な考え方

2. FAMICによる立入検査に関する基本方針

※FAMIC・・・農林水産消費安全技術センター(Food and Agricultural Materials Inspection Center)の略称で、食品や飼料などの検査・分析を法令に基づいて行うとともに、その検査・分析で得た情報を消費者や事業者などに提供している独立行政法人です。

1. 基本的な考え方①

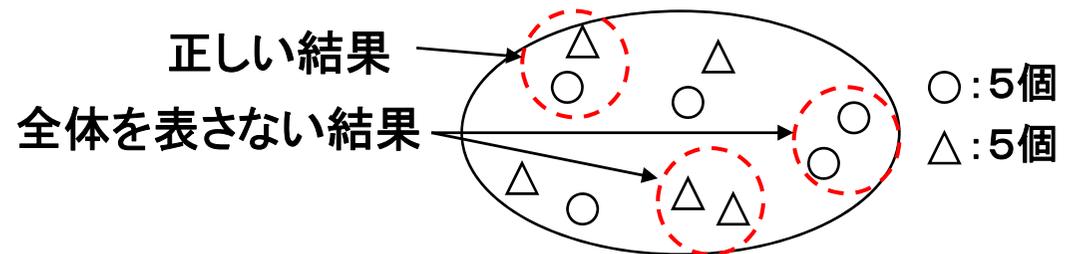
[分析法開発の必要性]

1. ペットフードの安全確保に必要な基準・規格がこれから作られますが、例えば、「農薬Aは、Oppmを越えてはいけません」という規格を作った場合、農薬Aの分析法を開発する必要があります。
2. したがって、検査対象に応じて適用できる分析法を早急に開発しなければなりませんし、これらの分析法は、事業者がふだんの品質管理でも使えるようにする必要があります。
3. また、これらの分析法については、一定の技術を有する分析機関であれば、いつでもどこでも同様な結果を出せることが証明されていなければなりません。

1. 基本的な考え方②

[サンプリング手法の確立]

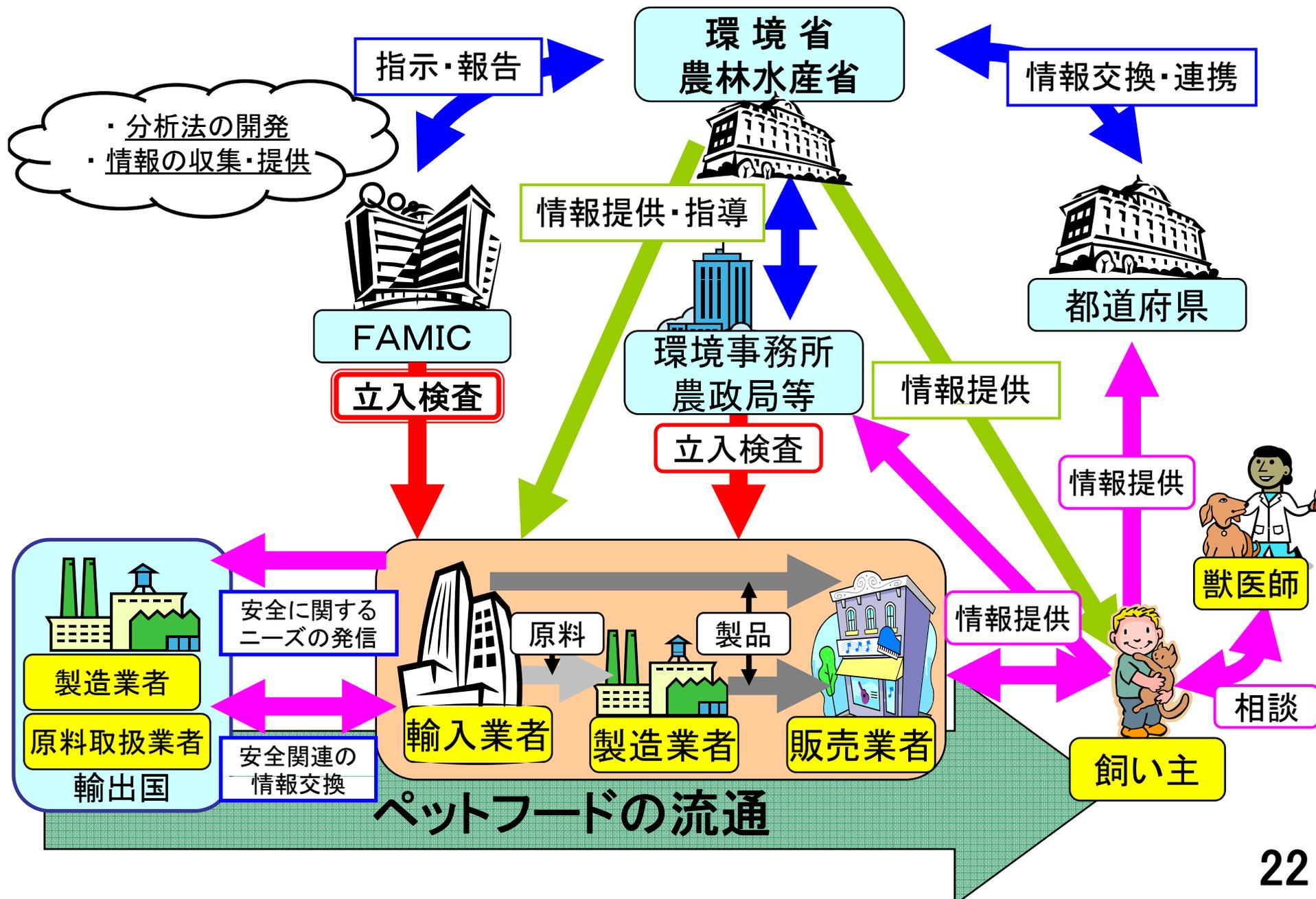
4. 農薬Aの分析法が開発されても、検査対象からどのように試料を採取(サンプリング)するかで、正しい分析結果が得られない場合があります。このため、分析法の開発とあわせて、サンプリング手法を確立していく必要があります。



[検査体制の確立]

5. ペットフードの安全確保に関する検査、指導等では、農林水産省、環境省はもちろん、地方農政局等、地方環境事務所、FAMIC等の関係者が効果的・効率的に協力していける検査体制の確立が大切です。さらには、都道府県、関係団体等と連携して安全確保に取り組むことが期待されます。

(参考)ペットフードの安全を確保するための体制のイメージ



2. FAMICによる立入検査に関する基本方針

FAMIC

原則として「無通告」で立入りし、以下を検査

- 帳簿等の検査
- 製造設備の検査
(国内製造のみ)
- 品質管理の検査
- 保管状況の検査
- ペットフードの分析



・ホームページへ検査結果を掲載

報告

農林水産省

- ・検査結果を定期的に公表(月に1回程度を予定)
- ・重大な違反事例に関しては、随時プレスリリース
- ・検査結果に応じて、必要なリスク管理措置を実施